

# イタリアの2001年観光基本法

## —観光政策の現代化と観光行政の地方自治体への委譲—

海外立法情報調査室 萩原 愛一

### 【目次】

はじめに

I 観光大国の危機感

II 行政の地方分権化

III 2001年観光基本法の概要

おわりに

翻訳:2001年3月29日の法律第135号「観光基本法」(抄)

### はじめに

近年、観光を経済セクターとして重視する傾向が世界的に高まっている。すなわち、観光の振興を図ることによって、裾野の広い観光関連の産業を活性化するとともに、地域開発を刺激して雇用の拡大を図り、国全体の経済の発展を促進しようとするものである。観光が経済発展のための大きな潜在力を有しているとして観光政策を重視する世界の流れは、世界経済フォーラム (World Economic Forum: WEF) が、「観光競争力」という指標を創出して、2007年より、世界各国の観光競争力ランキングを発表していることから理解できよう<sup>(1)</sup>。さらに、観光には、経済活性化以外にも、国際相互理解や文化の発展への寄与など、多面的な役割が期待されるようになってきている。

我が国においては、2006 (平成18) 年に、「観光基本法」(昭和38年6月20日法律第107号)を全部改正して、「観光立国推進基本法」(平成18年12月20日法律第117号)が制定されたが、その背景には、観光に対する認識の深まりや、新たな経済や社会に適合した観光政策策定の要請があったからである。

イタリアにおいても、2001年に、観光基本法にあたるものが見直された。その見直しは、今述べたような、世界的な動きとしての観光の役割の積極的な評価により生じたものであったと同時に、イタリア固有の地方制度の変革もそれを後押しした。いわば、観光政策の現代化と観光行政の地方分権化への要請が一体となって、新たな観光基本法が制定されたのである。以下、その制定の背景とその内容を概観する。

### I 観光大国の危機感

本稿ではほぼ全文を訳出して紹介する2001年3月29日の法律第135号の正式名称は、直訳すれば「観光に関する国の法律の改革」というものである。イタリアにおいては、1983年5月17日の法律第217号「観光並びに観光供給<sup>(2)</sup>の強化及び質の向上を図る措置に関する枠組み法」<sup>(3)</sup>(以下「1983年法」という。)という名称の、観

(1) 萩原愛一「観光立国と地域活性化をめぐる」『レファレンス』704号, 2009.9, p.8.

〈<https://chosa.ndl.go.jp/WIN/lib/doc/0000043791001.pdf?inline=true>〉

以後、インターネット情報はすべて2010年6月15日現在である。なお、世界経済フォーラムの最新の観光競争力ランキング(2009年)については、次の資料を参照のこと。

World Economic Forum, “Travel & Tourism Competitiveness Report 2009.”

〈<http://www.weforum.org/en/initiatives/gcp/TravelandTourismReport/index.htm>〉

(2) 「観光供給」という用語については、法律の翻訳の注(4)を参照。

(3) Legge 17 maggio 1983, n.217, “Legge quadro per il turismo e interventi per il potenziamento e la qualificazione dell’offerta turistica.”

光基本法とも言うべき法律がすでに存在していた。2001年の法律は、これに代わるものとして、新たに制定されたものであり、その意味では、いわゆる改正法ではない。そこで、本稿においては、訳によっては誤解を招くおそれのある正式の名称を避けて、その内容から「(2001年)観光基本法」とした。

この法律の原案は、第13立法期(1996年5月-2001年3月)の初めに上院の様々な議員グループから別々に提出された1983年法改正法案をはじめとする、観光に関する10本以上の法案が一本化されたものである。一本化された上で議会上院に提出された法案に付せられた報告によれば、1983年法を抜本的に改正するのは、観光市場が世界的規模で急激な発展と変容を遂げるなかで、イタリアにおいても、観光産業を律する法律を、そうした変化に対応させる必要に迫られたからである<sup>(4)</sup>。イタリアは、変化に富んだ美しい自然景観やリゾート地ときわめて豊かな歴史遺産・文化遺産を有し、昔から、外国からの多くの観光客を惹きつけてきた観光大国であることは今さら言うまでもない。しかし、他の国々が外国観光客誘致を積極的に推し進め、観光客受入れのための基盤整備等を積極的に行うなかで、これまでのように、単に自然の恵みと過去の遺産に寄りかかっているだけの受け身の対応では、観光客を奪い合う激しい国際競争から脱落するのではないかという危機感が共有されるようになった。この法案が提出された1990年代後半において、イタリアは、国際観光収入の額では、米国に次いで世界第2位の地位を保ったものの、国際観光客到着数では、フラン

ス、米国、スペインの後塵を拝して、4位に留まっている<sup>(5)</sup>。観光の「新興国」も含む他の国々が、国民経済における観光の役割を重視して、経済活性化の重要な要素の1つと捉え、マーケティングやプロモーションなどの経営学的発想に基づく政策を逸早く展開しているのに対し、イタリアは、そうした新しい潮流に対応できないでいる。観光に関わる法律のなかには、戦前に制定されたものが残っており、それらは、観光の発展やイノベーションを促すものではなく、官僚的発想に由来する管理的な側面が目立っていた<sup>(6)</sup>。

それでは、比較的新しい1983年法については、何が問題だったのだろうか? 1983年法は、観光に関するはじめての包括的な法律であったという点では重要なものであった。しかし、第1条において、「社会的側面及び経済的側面における観光及びそれに関する事業の重要性に鑑み」という文言があるものの、基本的には、上に見たような問題意識は乏しいものである。「観光及びホテル業に関し、基本的な原則を定める」ことが目的であり、「観光計画のための調整委員会」の設置(第2条)、観光に関する「諮問委員会」の設置(第3条)が定められたほかは、以下、州の観光組織(第4条)、観光関係の企業(第5条)、観光者の宿泊施設(第6条)、旅行・観光代理店(第8条)、観光専門職(第11条)についての定義や要件が主たる内容となっている。まさに、観光(業)の「枠組み」を提示する法律であるが、観光の「振興」や「発展」に資するための法律とは言い難いものがあつた。そのため、この法律では新たな状

(4) Senato della Repubblica (XIII Legislatura), Relazione della 10<sup>a</sup> Commissione permanente (Nn.377, 391, 435, 1112, 1655, 1882, 1973, 2090, 2143, 2198 e 2932-A), 1998.5, p.6.

(5) *ibid.* なお、2008年の世界観光機関 (UNWTO)の統計によると、イタリアは、国際観光収入では、米国、スペイン、フランスに次いで4位、国際観光客到着数では、フランス、米国、スペイン、中国に次ぐ5位となっており、どちらも、さらに順位を下げている。(日本政府観光局編『JNTO国際観光白書』国際観光サービスセンター, 2009, pp.9-12.)

(6) *ibid.*, p.7.

況に対応できないとして、改正ないし新法制定の機運が生じていたことは、十分にうなずける。

## II 行政の地方分権化

1983年法には、もう1つの問題があった。それは、観光事業の計画や決定において、中央政府の役割に重点が置かれ、地方の役割が軽んじられていることである<sup>(7)</sup>。もともと、イタリア憲法第117条(州の立法権限)において、州が立法規定を定めることができる事項として、「観光及びホテル業」が含まれていたのである。そして、1983年法における地方軽視という認識及び反省に、さらに、1990年代に加速化する地方分権の動きが絡んでくる。

イタリアの1990年代は、「州自治及び地方自治(コムーネ及び県の自治=autonomie locali)全般に根本的な革新をもたらした大改革の時代<sup>(8)</sup>」であった。1990年6月8日の法律第142号「地方自治制度<sup>(9)</sup>」は、戦後最初の地方自治に関する総括的法律<sup>(10)</sup>とされ、その後、次々と、地方制度の改革に係る法律が制定されていた。その流れのなかで、1997年3月15日の法律第59号「職務及び任務の州及び地方自治体への授権、公行政改革並びに行政の簡素化を図る

ための政府への委任<sup>(11)</sup>」に始まる一連のバッサニーニ改革と呼ばれるものが行われ、国家行政の権限・機能を州や、コムーネ・県の地方自治体に大幅に委譲することになった<sup>(12)</sup>。それは、さらに、上述の第117条を含む憲法第2部第5章「州、県及びコムーネ」の改正<sup>(13)</sup>へと至るのである。第117条は、全面的に改正され、憲法が明文で列挙した国の排他的立法事項を除き、基本的に立法権が州に帰属することになり、また、行政権限については、第118条の改正により、住民に最も近い基礎自治体であるコムーネに第1次的に帰属させることを原則とする「補完性原則」を明確に宣言した<sup>(14)</sup>。1983年法も、バッサニーニ改革の流れのなかで生じた政治的、文化的状況のもとで見直しが提起され、観光行政は地方が主体になって推進するものとして、刷新されることとなったのである。

2001年観光基本法の前案は、前章で述べたように、上院における幾つもの法案が一本化されて、まず上院に1996年5月に上程されたものであり、上院で一度可決されたのち、下院の同種の諸法案とすり合わせ、修正を重ねながら上院と下院の間を2往復する審議を経て、第13立法期も押し詰まった2001年3月に、ようやく最終的な内容を得て法律として成立した。この立法期には、先に述べたように、地方制度改革関連

(7) Senato, *op.cit.*, p.7.

(8) 高橋利安「イタリアにおける地方分権をめぐる動向—2001年憲法的法律第3号の分析を中心に—」『修道法学』27巻2号, 2005.2, p.116.

(9) Legge 8 giugno 1990, n.142, “Ordinamento delle autonomie locali.”

(10) 高橋 前掲注(8), p.117.

(11) Legge 15 marzo 1997, n.59, “Delega al Governo per il conferimento di funzioni e compiti alle regioni ed enti locali, per la riforma della Pubblica Amministrazione e per la semplificazione amministrativa.”

(12) 高橋 前掲注(8), pp.119-120. バッサニーニとは、これら一連の改革の立案者で、第13立法期中道左派内閣で行政改革等の担当閣僚でもあった憲法学者Franco Bassaniniのことである。バッサニーニ法としては、ここにあげた第1バッサニーニ法の他に、第4バッサニーニ法までの4本の法律がある。

(13) 改正は、次の法律によって行われた。

Legge costituzionale 18 ottobre 2001, n.3, “Modifiche al titolo V della parte della Costituzione.” (2001年10月18日憲法的法律第3号「憲法第2部第5章の改正」)

(14) 高橋利安「イタリア憲法第2部第5章「州、県及びコムーネ」の改正」『外国の立法』212号, 2002.5, pp.50-51. なお、注(13)の法律の全訳(高橋利安訳)は、同誌のpp.53-59.に掲載。

の法律が次々と成立したのであるが、それと並行して立案・審議が進められたこの法律は、それら地方制度改革関連諸法の規定と適合させるかたちで、観光行政の地方への委譲など、新たな観光政策のあり方を取り込んでいった。前述の1997年3月15日の法律第59号のなかの第4条第3項a)で初めて明記された補完性原則は、この法律のなかでも言及され、本法の重要な原理となっている。

ただし、この法律は、憲法の改正よりわずかに早く成立したために、法解釈上、面倒な問題も内包することになった。それは、次のような事情によるものである。

この法律の第1条第1項において、「この法律は…憲法第117条及び第118条の規定を実施するため、観光政策の基本的な原則及び手段を定める」と書かれている。先にも触れたように、改正前の憲法第117条では、州が立法的規定を定める事項が明記され、第118条では、それらの事項に関する行政権限は州に属すると規定されており、これらの事項の1つとして「観光及びホテル業」があった。しかし、改正された第117条からは、その事項名は消えた。なぜなら、これも前章で触れたように、地方分権を目的とした改正による新しい規定では、旧条とは逆に、国が排他的な立法権を有する事項を限定列挙することになったためである。観光は、第117条第3項として新たに規定された「国と州が競合して立法権を有する」事項としても挙げられていない。よって、観光は、州が排他的に立法権を有する事項と目されることになったわけである。さらに、新たな第117条は、観光に関する国の立法行為を禁じていると厳しく解釈する学者もおり<sup>15)</sup>、この法律は制定直後から、憲法との整合性を問われるという不運を負うこ

とになった<sup>16)</sup>。

とは言え、もともと、地方分権化の流れのなかで制定された国の法律である本法は、大きな原則を決めるだけで、具体的な規定は、州をはじめとする地方自治体に委任している条項がほとんどである。観光の供給という営為が、主として地域に根差したものであり、その自然環境、文化、伝統、習慣等を、外部の人間に対し、そこでしか体験できない魅力として提示するものである以上、地方自治体に、地域の実情に合った選択を行わしめることは、自然の流れであったといえよう。

### III 2001年観光基本法の概要

本章では、この法律の主要な内容について、簡単に紹介する。

第1条(原則)の第1項では、観光政策の基本原則と手段を定めるにあたって、州及び地方自治体への権限の委譲に関する諸法令の規定による旨が宣言されている。そして、第2項では、共和国—この表現により、国、州及び地方自治体が不可分な一体として捉えられている—が観光を国の経済・社会の発展の戦略的要素として強化するために行うべきことが列挙されている。観光には、地域経済の振興や雇用の増大に寄与する役割が付与され、他に、環境、文化財、伝統などの保護や活用、国際平和への貢献など、多面的な機能への期待が寄せられている。こうした考え方は、観光政策の現代化とも言うべきものであり、我が国の観光立国推進基本法にも通じるものである。

第2条(権限)では、観光行政の地方分権が、先に述べた1997年の法律第59号(第1バツサニーニ法)第4条第3項a)に謳われた補完性原

<sup>15)</sup> Marco Balacco, “Gli aspetti fondamentali della nuova legge quadro sul turismo,” *Scuolaazienda.it*. ([http://www.liboriaalberty.it/crizza.net/legge\\_quadro\\_turismo.pdf](http://www.liboriaalberty.it/crizza.net/legge_quadro_turismo.pdf))

<sup>16)</sup> ただし、その後も、整合性を図るための改正等も行われていない模様である。



則に従って、明確に宣言されている。つまり、県やコムーネなどの地方自治体が、観光政策のもっとも基本的な部分の実施を行い、それを州が補うことになる。国は、調整的な役割を担うほかは、欧州連合における代表としての役割や、外国におけるプロモーション活動などきわめて限られた分野において権限が与えられている。さらに、この第2条では、国は、この法律が発効した日（2001年5月5日）から3か月以内に、内閣総理大臣令により、観光部門のガイドラインを提示するとともに、観光企業、宿泊事業などの12の事項について、全国で均質の観光サービスを保障するための要件や基準を定めることとしている。しかし、現実には、その命令は、期限を大きく超えて、翌年2002年9月ようやく公布された（2002年9月13日の内閣総理大臣令<sup>(17)</sup>）。ところが、第11条第6項で、当該内閣総理大臣令が効力を発した日に1983年法が廃止されると規定されていたため、1年以上もの間、新旧2つの法律がともに効力を有した状態で併存するという変則的な事態を招いた。

観光者の権利を扱った第4条は画期的なものに見える。観光者を消費者として捉え、消費者保護の観点を導入しているからである。このうち、第1項は、観光サービスに関わる様々な情報をまとめたものを「観光者の権利章典」と称し、観光者に配布する小冊子として、商工・手工業省<sup>(18)</sup>が中心となって作成するというものである。しかし、各地方自治体などが個別に、独

自のスタイルのものをつくっているのが現実のようで、すでに空文化している、との厳しい指摘もあり<sup>(19)</sup>、見かけ倒しの条項という印象が強い。

第5条で提示された「地域観光圏<sup>(20)</sup>」も、2001年法が導入した重要な革新である。これは、コムーネや県といった行政単位を越えたかたちで一体として存在する観光地のまとまりを、州が1つの観光圏として指定し、様々な振興策や支援措置を行うというものである。そのために、これまで製造業に限定した優遇措置のために設けられていた「企業へのインセンティブのための単一基金」を観光関連の企業にも振り向けることになった。また、第6条に規定する「観光供給共同融資基金」も、地域観光圏の振興のために商工・手工業省の下に設けられる財源である。このように、財源をともなう観光振興支援が具体化されているのである。ついでに、もう1つ、観光への財政的支援措置をこの場で取り上げておく。それは、第10条に規定された「観光貸付貯蓄回転基金」である。この基金の恩恵に与るのは、観光企業などの観光を提供する側ではなく、所得の低い階層の家族や個人など観光旅行を行う余裕のない人々である。これは、すべての人々に「観光する権利」を保障しようとするもので、一種のソーシャル・ツーリズムの考え方に基づくものといえる。具体的には、こうした人々に向けたパッケージ旅行（イタリア国内に限る）への企画や参加に対し

(17) Decreto del Presidente del Consiglio dei Ministri 13 settembre 2002, “Recepimento dell’accordo fra lo Stato, le regioni e le province autonome sui principi per l’armonizzazione, la valorizzazione e lo sviluppo del sistema turistico.” 「観光供給の調和、価値の向上及び発展のための原則についての国、州及び特別自治県の間の合意の受諾」

(18) この法律の制定当時の名称で、現在は経済発展省。

(19) Federico Baldarelli, “La nuova Legge Quadro sul Turismo (L.135 del 19/03/2001),” *Professione Turismo.net*, 3 aprile, 2006.  
〈<http://www.professioneturismo.net/langolo-del-professionista/la-nuova-legge-quadro-sul-turismo-1135-del-19032001>〉

(20) 原文は、*sistemi turistici locali* で、直訳すると「地域観光システム」であるが、システムの語は誤解を招くおそれがあるので、本稿では「地域観光圏」とした。

優遇措置が与えられる。なお、これらのパッケージ旅行をシーズンオフに行うように誘導することで、時期的に偏った観光の混雑現象を平準化し、また経済的に沈滞した地域を優先的に対象とすることで、その地域の経済活性化を図ろうとする意図も込められている。

第7条は、観光企業や観光専門職についての規定である。ここで注目されるのは、1983年法では、宿泊業及びそれに付随した観光サービスを行う企業、旅行代理店などごく限られた職種だけを観光企業と定義していたが、2001年法では、一挙に拡大し、観光に関わる生産、物販、サービスを行う企業だけでなく、観光インフラストラクチャーの建設・運営に携わる企業なども含まれることになった点である。観光が多面的な要素からなる営為であり現象であること、観光産業の裾野が広いことを再認識したうえでの規定といえよう。こうして定義の広がった観光企業は、この第4項で、1998年3月31日の立法命令第112号<sup>(21)</sup>第17条に規定する企業として、産業に関する様々な法規が定める優遇措置や補助金などを受けられることとされたのである。

諸手続きの簡素化の規定に係る第9条は、その第6項で、観光事業や観光専門職に関する許認可のための手続きが迅速に行われるように、地方自治体の単一窓口の設置を指示している。

1998年3月31日立法命令第112号第23条で、生産活動に関わる事業に対する許認可の権限をコムーネに委譲し、その手続きの窓口を一本化して、ワンストップサービスを行うとしているが、その規定に準じるものである。行政改革の一環としての、行政の迅速化、簡素化の姿勢が、ここにも表れている。

## おわりに

この法律の制定によっても、外国からの観光客の減少傾向に歯止めがかからず、観光分野における国際競争力回復のために抜本的な対策が求められている<sup>(22)</sup>。現在のベルルスコーニ内閣において、内閣総理大臣府の所管事項であった観光は、2009年5月に、それを担当していた次官が、無任所大臣に格上げされた。観光重視の姿勢の表れであるが、今のところ、積極的な方策等が具体化されているようには見えない。他方、我が国も、観光立国を標榜しつつも外国人観光客数が思うように伸びないという共通の悩みを抱える。両国が、それぞれの観光基本法をどのように生かして観光振興をはかっていくのか、今後も注目に値する。

(はぎわら あいいち)

<sup>(21)</sup> Legge Legislativo 31 marzo 1998, n.112, “Conferimento di funzioni e compiti amministrativi dello Stato alle regioni ed agli enti locali, in attuazione del capo I della legge 15 marzo 1997, n.59.” 「1997年3月15日の法律第59号第I章の実施のための、国の職務及び任務の州及び地方自治体への授権」

<sup>(22)</sup> 運輸政策研究機構「イタリア運輸事情調査」2006, p.62.  
(<http://www.jterc.or.jp/koku/shyokoku/03pdf/ita.pdf>)

# 2001年3月29日の法律第135号「観光基本法」(抄)

Legge 29 marzo 2001, n.135 ; Riforma della legislazione nazionale del turismo

海外立法情報調査室 萩原 愛一訳

## 【目次】

### 第1章 原則、権限及び施設

第1条 原則

第2条 権限

第3条 全国観光会議

第4条 観光者の権利の促進

第5条 地域観光圏

第6条 観光供給共同融資基金

### 第2章 観光企業及び観光専門職

第7条 観光企業及び〔個人の〕観光専門業

### 第3章 規範の簡素化及び観光貸付貯蓄回転基金

第8条 1931年6月18日の勅令第773号により承認

された統一法典第109条の改正

第9条 簡素化

第10条 観光貸付貯蓄回転基金

### 第4章 廃止、経過規定及び財政措置

第11条 廃止及び経過規定

第12条 財政措置

## 第1章 原則、権限及び施設

### 第1条 原則

1. この法律は、1977年7月24日の共和国大統領令第616号<sup>(1)</sup>第56条、1997年3月15日の法律第59号<sup>(2)</sup>及び1998年3月31日の立法命令第112号<sup>(3)</sup>の規定に従い、憲法第117条及び第118条の規定を実施するため、観光政策の基本的な原則及び手段を定める。

2. 共和国は、次に掲げる措置を講ずる。

a) 世界及び欧州連合(以下、「EU」という)の現況において、経済及び雇用の発展、個人及び共同体の文化的及び社会的発展並びに諸国民間の関係促進のための観光の戦略的役割を重視すること。

b) 停滞した地域の再興等を図るために、国、州及び地域における観光供給<sup>(4)</sup>体制の競争力の発展を図ること。

c) 持続可能な観光の発展等のために、環境資源、文化財及び地域の伝統を保護し、その価値を高めること。

d) [観光部門の]組織、施設及びサービスの質を改善する目的のために、特に中小企業に配慮しつつ、観光部門で活動している企業の役割を支援すること。

(1) Decreto del Presidente della Repubblica 24 luglio 1977, n.616, “Attuazione della delega di cui all’art.1 della legge 22 luglio 1975, n.382.” 「1975年7月22日の法律第382号第1条に規定する委任の実施」 Legge 22 luglio 1975, n.382 (1975年7月22日の法律第382号) は、「州の制度及び行政組織化についての規定」(注は、すべて、訳者が挿入したものである。)

(2) Legge 15 marzo 1997, n.59, “Delega al Governo per il conferimento di funzioni e compiti alle regioni ed enti locali, per la riforma della Pubblica Amministrazione e per la semplificazione amministrativa.” 「職務及び任務の州及び地方自治体への授権、公行政改革並びに行政の簡素化を図るための政府への委任」

(3) Legge Legislativo 31 marzo 1998, n.112, “Conferimento di funzioni e compiti amministrativi dello Stato alle regioni ed agli enti locali, in attuazione del capo I della legge 15 marzo 1997, n.59.” 「1997年3月15日の法律第59号第I章の実施のための、国の職務及び任務の州及び地方自治体への授与」

(4) 観光供給とは、観光経済学においては、「観光地での観光商品の供給主体が一定期間に一定価格で観光市場に提供する観光商品の総量」(河村誠治『新版 観光経済学の原理と応用(新版)』九州大学出版会, 2008, p.73.)を指す。この法律において頻出する「観光供給」(offerta turistica)の語は、景観や名所・旧跡などの観光資源、宿泊・飲食等の観光施設、物販、娯楽、観光に関わるサービス、その他、多種多様な観光的魅力を含めた幅広い概念として使用されていると思われる。

- e) 市民、特に若年層、低所得の高齢者並びに運動機能及び視聴覚機能に障害を有する者の観光サービスの享受を妨げている障害を克服するための行動を推進すること。
  - f) [観光部門の] 情報化及び[観光] 従事者の職業教育等を行うことによって、観光サービスにアクセスするそれぞれの者を保護すること。
  - g) 多様で独立した文化的及び連帯的表現としての地域共同体の役割及び地方文化振興機関の価値を高めること。
  - h) 農村の統合的な発展を視野に入れて、観光を主軸にすえて、農村空間及び二次的だが特徴的な[農村] 経済並びに地域の特性を戦略的に利用することを支援すること。
  - i) 観光という事象についての研究、情報システム化、資料収集及び知識の蓄積を推進すること。
  - 1) 様々な地域の資源及び特質の価値を高めることにより、世界市場における我が国の観光イメージを促進すること。
3. この法律に規定する事項について、特別州並びにトレント特別自治県及びボルツァーノ特別自治県においては、その権限及び特権を尊重して、その自治憲章及びその施行法令の定めるところによる。

## 第2条 権限

- 1. 国と州は、1997年3月15日の法律第59号第4条第3項a)に規定する補完性の原則に基づき、特に観光供給の質の向上に必要な政策で、部門にわたるもの及びインフラストラクチャーに係るものの実施に関し、コムーネ及び県のそれぞれの管轄領域内における役割を尊重する。さらに、観光供給の推進及び発展のための私的な主体の寄与を認める。
- 2. 州は、1997年3月15日の法律第59号及び1998年3月31日の立法命令第112号の規定に

- より、憲法第117条の規定を実施するために、この法律第1条に規定する原則に基づき、観光及びホテル業に関する職務を行う。
3. 観光に関して、国に託された職務及び任務は、1997年3月15日の法律第59号第11条第1項a)に規定する立法命令の施行の日まで商工・手工業省が行う。この項に規定する目的のために、商工・手工業省は、特に、観光と結びついた国の活動の部門間の調整並びに外国において行う特別に国家的重要性を有するプロモーション活動の方針策定及び調整を行う。観光についての欧州連合における[イタリアの] 代表権は、専ら商工・手工業省に属する。
4. この法律が効力を発した日から3か月以内に、内閣総理大臣は、1998年3月31日の立法命令第112号第44条の規定に基づき、命令によって、観光供給体制の価値の向上及び発展のための諸原則並びに諸目標を決める。命令は、観光関連業者団体及び消費者団体の意見を聴いて、国、州並びにトレント特別自治県及びボルツァーノ特別自治県間の関係整備のための常設会議との合意の上で、定める。命令の草案は、所管の常任委員会が意見を表明することができるように、下院及び上院に送付される。命令は、観光部門の一元性並びに消費者、観光企業及び観光専門職の者の保護を保証する目的のために、次の各号に掲げる事項を定める。
- a) 専門用語の統一並びに観光者への情報提供及び案内サービスの最低基準
  - b) 観光部門で活動する観光企業及び非定型的な案内事業の区分
  - c) 均質で画一的な基準を設ける必要がある観光企業が全国で営業する場合の要件及び方式
  - d) ホテルの客室並びに観光用宿泊マンション及び宿泊施設一般の居室の質の最低基準



- e) 宿泊施設の格付に係る要件に係る観光企業により提供されるサービスの質の最低基準
  - f) 旅行代理店並びにこれと同種の事業を行う組織及び団体が必要に応じて支払うべき保証金に適用される最低及び最高額。欧州連合加盟国におけるこれと同種の基準も参考とする。
  - g) 観光部門において出現している新規の専門的職業に特に留意して、均質で同一の態様を備える必要のある観光関連の職業が全国的に営業する場合の要件及び方式
  - h) 営利を目的としないで運営される宿泊事業の要件及び最低基準
  - i) 非定型的な案内事業の要件及び最低基準
  - l) 国の収入額を変えないことを条件として、企業活動の運営及び発展に適合した期間及び条件を保証する目的で観光・レクリエーション事業のために使用を許可する国有財産及びその従物の管理、その使用料の決定、徴収及び分配並びに使用の期間に関する管理の要件
  - m) 海洋観光の部門において事業を行う企業によって提供されるサービスの質の最低基準
  - n) 観光専門職の資格試験実施のための統一的要件
5. 第4項に規定する命令は、さらに、次の各号に掲げる事項に関する原則及び目標を策定する。
- a) 特に欧州連合の基金の使用に関して、経済計画のための省庁間委員会が、その任務を遂行するにあたって考慮すべき、観光分野における経済活動の発展
  - b) 外国においてイタリア観光を普及促進するための一般の方針
  - c) 第5条に規定する地域観光圏並びに関係地方自治体との協議による観光港及び観光用船着き場の立地計画を含む、州際的価値をも有する統合されたサービス、施設及びインフラストラクチャーのシステム又はネットワークの発展に向けられた行動
  - d) ゴルフ場、索道、遊歩道等、観光事業を推進するのに適した空間の開発のための方針及び行動
  - e) 第4条に掲げる観光者の権利章典の追補及び更新のための方針
  - f) 国及び欧州連合の基金の利用による、観光の分野における全国的価値のある観光インフラストラクチャーの実現及び経済活動の発展
6. 各州は、第4項に掲げる命令の公布から9か月以内に、実施の方式の完全性及び一体性の原則、行政における効率性、経済性及び簡素化の原則並びに領域及び機能の独立性との関係における補完性の原則を尊重しつつ、この法律に規定され、第4項に掲げる命令に含まれた原則及び目標の実現を図る。
7. 企業の自由及び消費者保護に関し、分割できない一元的利益を保護し救済する目的で、第4項に掲げる命令に含まれる諸規定は、第6項に規定する期限を経過しても実現できない場合には、同項に規定する方式に従って採用されるガイドラインの実施に関する各州の規律が効力を発するまで、普通州に適用される。
8. 第4項に掲げる命令を、その後改正及び補足する場合には、1998年3月31日の立法命令第112号第44条及びこの法律に規定された手続が適用される。これらの規定が定めた期間は、半分に短縮される。

### 第3条 全国観光会議

1. 全国観光会議を設置する。内閣総理大臣府は、国、州並びにトレント特別自治県及びボルツァーノ特別自治県間の関係整備のための

常設会議との合意により、少なくとも2年ごとに、商工・手工業省が組織する同会議を招集する。同会議には、州知事並びにトレント特別自治県知事及びボルツァーノ特別自治県知事会議の代表者、イタリアコムーネ全国協議会(ANCI)、イタリア県連合(UPI)、山岳共同体コムーネ全国連合(UNCHEM)、経済労働国民評議会(CNEL)並びにその他の独立の地域的及び職能的団体の各代表者並びに観光企業、消費者及びソーシャル・ツーリズムのそれぞれの主要な団体、地方観光振興機関の連合体、観光部門で活動する非営利団体、環境保護団体及び労働組合組織のそれぞれの代表者を招集する。会議は、ガイドラインを含む文書の確定及び改訂のための方向づけを行う。さらに、会議は、特に観光政策及び観光関連の諸部門間の政策に関連したガイドラインの実現を検証し、[観光]部門の諸組織と代表機関との間の議論を促進することを目的とする。各会議の確定した議事録は、議会の所管の委員会に送付される。

2. 2000年以降、毎年1億リラに相当する会議の費用は、商工・手工業省の経常予算の枠内で賄われる。

#### 第4条 観光者の権利の促進

1. 観光部門の企業家団体、組合組織及び消費者保護の全国団体の意見を聴いて、商工・手工業省により作成され、少なくとも4か国語で表記される消費者の権利章典には、次に掲げる事項を記載する。

a) 観光・宿泊サービスの利用に関する観光

者の権利に関する情報

b) 観光・宿泊を目的とする期間限定の不動産利用の権利で、1994年10月26日の欧州議会及び閣僚理事会指令94/47/CE<sup>(5)</sup>の実施に関する1998年11月9日の立法命令第427号<sup>(6)</sup>第1条第1項d)に規定するものの取得に係る契約についての情報

c) 既存の格付の制度及び標識についての知識

d) 航空、鉄道、船舶及び高速道路等交通手段並びに自動車輸送サービスの利用者としての観光者の権利についての情報

e) 旅行及び観光代理店、団体旅行並びにパッケージ・ツアーの利用者としての観光者の権利及び義務についての情報

f) 保険証書、医療扶助並びに外貨及び税関の規定に関する情報

g) 権利保護の制度に関する情報及び適切な権利保護団体と連絡をとるための情報

h) 国の観光、芸術の体制及び文化財の尊重及び保護に関する現行法令の規定に関する情報

i) 地方の慣習及び風習についての情報並びに観光供給体制の価値の向上、質の向上及び個性化に関連するその他のすべての情報

2. 第1項b)の定めを補完するために、[EU]指令(94/47/CE)を施行する1998年11月9日の立法命令第427号を次のように改正する。

a) 第1条第1項d)を、次のように改める。

「d)「不動産」:ホテルを目的の一部とする不動産又は契約上の権利が及ぶ居住用及びホテル用若しくは観光・宿泊用のその一

(5) Directive 94/47/EC of the European Parliament and the Council of 26 October 1994 on the protection of purchasers in respect of certain aspects of contracts relating to the purchase of the right to use immovable properties on a timeshare basis. 「期間限定の不動産利用権の取得に関する契約に関しての取得者の保護についての指令」

(6) Decreto Legislativo 9 novembre 1998, n.427, “Attuazione della direttiva 94/47/CE concernente la tutela dell'acquirente per taluni aspetti dei contratti relativi all'acquisizione di un diritto di godimento a tempo parziale di beni immobile.”

部」

b) 第7条を、次のように改める。

「第7条 保証の義務

1. 資本会社の法的形態を有していない不動産の売主又は資本金100億リラ未満の資本会社で、我が国の領域内に登録された本店又は支店のいずれも有していない〔不動産の〕売主は、契約の正しい履行を担保するために、〔当該不動産に〕銀行又は保険会社の保証を与える義務を負う。
  2. 前項の規定にかかわらず、売主は、契約の対象となる不動産が、完成を条件として建設途上にある場合には、銀行又は保険会社に保証を与える義務を負う。
  3. 保証については、〔それがない場合には、契約が〕無効になることがある旨を、契約の中で明確に約定しなければならない。
  4. 第1項及び第2項に規定する担保は、買主に、売主の尋問をあらかじめ課すものであってはならない。」
3. 1993年12月29日の法律第580号<sup>(7)</sup>第2条第4項a)の規定に従い、商工会議所<sup>(8)</sup>は、単独又は連携した形態で、企業間並びに企業、消費者及び利用者間の観光サービスの提供に関する紛争の解決のために調停・仲裁委員会を設置する。観光企業との紛争の解決を図る場合には、利用者の消費者団体を活用する権利は仲裁の対象としないものとする。

## 第5条 地域観光圏

1. 文化財、環境財並びに農業及び地域的手工業による特産品等の観光的魅力の一体的な供

給若しくは単独の又は結合した観光企業の広がりによって特徴づけられ、異なった州に属する領域も含む同質の又は一体的な観光地の範囲を、地域観光圏という。

2. 地方自治体又は単独の若しくは結合した私法上の主体は、関連する機関、観光供給の形成に与る職能団体並びに関係する公法上及び私法上の主体との協働形態により、地域観光圏の発展を推進する。
3. 州は、自らの計画立案機能の範囲で、観光政策と政府の国土及び経済発展政策との統合を促進するために、2000年8月18日の立法命令第267号<sup>(9)</sup>で承認された地方自治体の制度に関する法律の統一法典第1部第2編第5章及び1998年3月31日の立法命令第112号第2編第3章の規定に従い、この条に規定する地域観光圏を指定する。
4. 州は、企業への国の支援に関するEUの規律に定められた限度を変えずに、この法律の第6条に規定する基金からの資金の範囲内で、単独の又は結合した形態による公法上又は私法上の主体により企画された、地域観光圏の発展計画に対する融資の方式及び額を決定する。当該主体は、特に次に掲げる目的を追求する。
  - a) 協同組合、協会及び連合体の形態も含む、観光企業間の結合及び統合の活動及びプロセスの支援
  - b) 観光供給の質の向上並びに観光・宿泊施設の集中する場所の都市的及び地域的再興に必要な部門間及びインフラストラクチャーの事業の実施
  - c) 特に、第2条第4項a)に規定する、観

(7) Legge 29 dicembre 1993, n.580, “Riordinamento delle camera di commercio, industria, artigianato e agricoltura.” 「商工会議所の再編」

(8) 正式名称は、camera di commercio, industria, artigianato ed agricoltura, すなわち、商業、工業のほか、手工業、農業も含むものとなっている。

(9) Decreto Legislativo 18 agosto 2000, n.267, “Testo unico delle leggi sull'ordinamento degli enti locali.” 「地方自治体の制度に関する法律の統一法典」

観光者へのサービス基準の引上げに関し、観光者に対する情報提供及び案内機関の技術革新の支援

- d) 安全に係る法規の遵守並びに特に品質ブランド、環境及び品質認証、生産物クラブ並びに地域観光商品イメージの保護に関する観光サービスの格付及び標準化を優先する観光企業の質の向上に対する支援
  - e) イタリア及び外国における特色ある観光企画の販売を最適化するための情報通信技術によるマーケティングの促進
5. 商工・手工業省は、2001会計年度より、1998年12月23日の法律第448号<sup>(10)</sup>第52条に規定する企業へのインセンティブのための単一基金に対して、会計法により割り当てられた利用可能額の範囲内で、州の間で、又は州を越えて立てられる発展計画のために、地域観光圏のための共同融資の措置を講じる。国、州並びにトレント特別自治県及びボルツァーノ特別自治県間の関係整備のための常設会議の意見を聴いて、商工・手工業大臣令により、企業へのインセンティブのための単一基金の運営のための要件及び方式を定める。
6. 地域観光圏、特に1年のうちの3か月を超えない期間に、住民の人口構成を変えるにいたる程観光者の流入が著しいコムーネが含まれる観光圏については、その発展のために、追加の対策及び便宜を図ることができる。

## 第6条 観光供給共同融資基金

- 1. 観光供給の質を向上させる目的で、商工・

手工業省に、第5条に掲げる措置のために第12条により支出が認可される資金の補給を受ける共同融資基金を設ける。

- 2. 第1項に掲げる資金の70%は、同項に規定する措置のための費用を負担する州並びにトレント特別自治県及びボルツァーノ特別自治県の間で配分する。基金の使用可能額の配分の要件及び方式は、1997年8月28日の立法命令第281号<sup>(11)</sup>第8条に規定する統一会議の議を経て、商工・手工業大臣令で決定する。
- 3. 商工・手工業省は、第1項に掲げる基金の資金の残りの30%を、前項の統一会議の意見を聴いて準備したうえで年1回の公募を行って、州並びにトレント特別自治県及びボルツァーノ特別自治県の間で配分する。この目的のために、州並びにトレント特別自治県及びボルツァーノ特別自治県は、観光振興を促進する地方自治体及び関係の職種団体の意見を聴いて、観光供給の質の向上を目的とした計画を立案する。この目的は、見積もり支出の50%以上を自らの基金で賄う義務を負う第5条に掲げた地域観光圏の促進及び発展を含む。
- 4. 商工・手工業省は、公募の公示より3か月以内に、順位を決定し、その公表から60日以内に、拠出金を割り当てる。

## 第2章 観光企業及び観光専門職

### 第7条 観光企業及び〔個人の〕観光専門業

- 1. 観光供給の形成に貢献し、観光商品、海水

<sup>(10)</sup> Legge 23 dicembre 1998, n.448, “Misure di finanza pubblica per la stabilizzazione e lo sviluppo.” 「安定及び発展のための財政措置」

<sup>(11)</sup> Decreto Legislativo 28 agosto 1997, n.281, “Definizione ed ampliamento delle attribuzioni della Conferenza permanente per i rapporti tra lo Stato, le regioni e le province autonome di Trento e Bolzano ed unificazione, per le materie ed i compiti di interesse comune delle regioni, delle province e dei comuni, con la Conferenza Stato – città ed autonome locali.” 「国、州並びにトレント特別自治県及びボルツァーノ特別自治県間の関係整備のための常設会議の権限の定義及び拡張並びに州、県及びコムーネの共通の問題及び利益の任務に関し、国、都市及び地方自治体間の会議との統合」



- 浴場等のサービス及びインフラストラクチャーの生産、流通、仲介及び管理のための組織された経済活動を行う企業を観光企業とする。観光企業は、地域観光圏内にある〔電気・ガス等の〕供給企業を含む。
2. 第1項に規定する観光企業の区分は、第2条第4項b)の規定に基づいて行われる。
  3. 1995年12月7日の共和国大統領令第581号<sup>(12)</sup>に規定する期限及び方式により行うべき企業の登記で、1993年12月29日の法律第580号に規定するものは、観光企業の営業の要件とする。
  4. 企業への国の支援に関するEUの原則の規定する範囲内において、1998年3月31日の立法命令第112号第17条で定めるところにより、産業に関する現行法令に定める優遇措置、助成金、補助金、インセンティブ及び特権は、いかなる種類であれ、現行法令に規定する要件に合致していれば、利用可能な財源の限度内で観光企業に適用される。
  5. 観光事業促進のサービス並びに観光者の援助、案内、同伴及びガイドのサービスを組織し、行う専門的職業は、観光専門職とする。
  6. 州は、第5項に規定する事業を認可する。認可は、ガイドを除き、第2条第4項g)に規定する要件及び方式に準じて、全国において有効である。
  7. EU加盟国に所属していない観光企業及び個人の観光専門職の者については、適切な要件を備えている限り、第3項の登記を経て、及び観光専門職の活動を行う者にとっては、州法及び1998年3月31日の立法命令第112号第44条の内閣総理大臣令が要求する要件の確認を経て、相互主義の原則に従って、イタリア国内に本拠を置き、その活動を許可する。
  8. この法律の施行の日までに取得した資格は例外とする。
  9. レクリエーション目的のため並びに文化的、宗教的及び社会的目的のために活動する非営利団体については、同じ目的を有し、国際協力の合意により相互に結びついた外国の団体に属していても、主としてその支持者及び会員のために、第1項に規定する活動を許可する。この目的を達成するために、当該団体は、1977年12月27日の法律第1084号<sup>(13)</sup>により実施される旅行契約に関する国際協約、〔EU〕指令82/470/CEEの旅行及び観光代理店に関する規定の実施に係る1991年11月23日の立法命令第392号<sup>(14)</sup>並びに旅行、休暇及び「包括的」周遊に関する〔EU〕指令90/314/CEEの実施に係る1995年3月17日の立法命令第111号<sup>(15)</sup>の規定に従わなければならない。
  10. 若年者向け観光、文化的観光、心身に障害

<sup>(12)</sup> Decreto del Presidente della Repubblica 7 dicembre 1995, n.581, “Regolamento di attuazione dell'art. 8 della legge 29 dicembre 1993, n. 580, in materia di istituzione del registro delle imprese di cui all'art. 2188 del codice civile.” 「民法典第2188条に規定する企業の登記の制度に関する1993年12月29日の法律第580号第8条の実施命令」

<sup>(13)</sup> Legge 27 dicembre 1977, n.1084, “Ratifica ed esecuzione della convenzione internazionale relativa al contratto di viaggio (CCV), firmata a Bruxelles il 23 aprile 1970.” 「1970年4月23日ブリュッセルで調印された、旅行契約に関する国際協約の批准と実施」

<sup>(14)</sup> Decreto Legislativo 23 novembre 1991, n.392, “Attuazione della Direttiva n. 82/470/CEE nella parte concernente gli agenti di viaggio e turismo.” 「旅行及び観光代理店に関する部分における〔EU〕指令（n.82/470/CEE）の実施」

<sup>(15)</sup> Decreto Legislativo 17 marzo 1995, n.111, “Attuazione della direttiva n. 90/314/CEE concernente i viaggi, le vacanze ed i circuiti tutto compreso.” 「旅行、ヴァカンス及び全てを含む周遊に関する〔EU〕指令（n.90/314/CEE）の実施」

のある者の観光及び非富裕層の観光を促進することを目的として活動している非営利団体及び地域観光振興機関は、新規の又は付加的な税の負担をすることなく、その組織の目的に関し、その後の改正を経た1986年7月11日の法律第390号<sup>16)</sup>に規定する特権は、その適用を妨げない。

### 第3章 規範の簡素化及び観光貸付貯蓄回転基金

#### 第8条 1931年6月18日の勅令第773号により承認された統一法典第109条の改正

1. 1931年6月18日の勅令第773号により承認された公共の安全に関する統一法典<sup>17)</sup>の、その後の改正を経た第109条を次のように改める。

「第109条

1. 州又は特別自治県により作成された所定のリストに含まれた山小屋を除き、ホテルの経営者、テント及びキャンピングカーによる宿泊の場所を提供する者を含むその他の宿泊施設の経営者及び非定型的案内施設の経営者も含むヴァカンス用家屋及びアパートの所有者又は経営者並びに部屋の貸し主は、身分証明書又は現行法規に従って身分を証明し得る他の書類を有している者に限って、宿泊させることができる。
2. EU加盟国以外の国の外国人は、旅券又は所有者の写真の添付されている書類で、国際協定により有効かつ旅券と同等と見なされるものを提示することをもって足りる。

3. 第1項に規定する者は、その協力者の仲介によるか否かにかかわらず、客に対して、内務省の承認した書式に適合した身分申告の用紙を渡さなければならない。当該用紙は、経営者によって記入された場合であっても、当該客自身が署名しなければならない。家族の場合にあっては、署名は、他の家族の構成員を代表して、夫婦の一方が、引率された団体の場合にあっては、団体の他の構成員を代表して、団体のリーダーが署名することができる。第1項に規定する者は、また、宿泊する者の到着後24時間以内に、公共安全の地方当局に、[記入済の]用紙の複写を送付することにより、その者の身分を知らせなければならない。経営者は、これに代えて、内務大臣令で定める方式に従って、情報通信システム又はファックスを通じて、当該用紙に記載されたデータを当該地域を管轄する警察に、同じ期限内に送付することにより通知することもできる。」

#### 第9条 簡素化

1. 宿泊事業の本店の開業及び移転は、その領域のムーネの首長によって交付される許可に従う。許可証の交付は、宿泊サービスの提供とともに、宿泊者、その招待客並びに企画された催し物及び会議で宿泊施設に招待された者に対する食品及び飲料の提供の資格を付与するものとする。当該許可は、また、宿泊者に対する新聞、雑誌、写真用及び視聴覚記録用フィルム、葉書並びに切手の提供、並びに娯楽的性格の設備及び施設で、宿泊者のみ

<sup>16)</sup> Legge 11 luglio 1986, n. 390, “Disciplina delle concessioni e delle locazioni di beni immobili demaniali e patrimoniali dello Stato in favore di enti o istituti culturali, degli enti pubblici territoriali, delle unità sanitarie locali, di ordini religiosi e degli enti ecclesiastici.” 「文化団体又は機関、地方自治体、地域保健機関、宗教組織及び教会団体に対する国の不動産及び財産の譲渡及び貸借についての規律」

<sup>17)</sup> Testo unico delle leggi di pubblica sicurezza, approvato con regio decreto 18 giugno 1931, n.773.

が使用することを目的として、安全及び保健衛生に関する現行規定を適用しないものを設けることができる。

2. 第1項に規定する許可は、1931年6月18日の勅令第773号で承認された、公共の安全に関する法典第86条に規定する目的のために交付される。宿泊事業は、建築、都市計画、保健衛生及び公共の安全に関する現行の規定、命令及び認可並びに店舗及び建物の用途についての現行の規定、命令及び認可を尊重して行われなければならない。
3. 8日を超える期間、宿泊事業を中断する場合には、許可の名義人は、コムーネの長にその旨を通告しなければならない。
4. 第1項に規定する許可は、次の各号に掲げる場合には、コムーネの長が取り消す。
  - a) 許可の名義人が、必要と認められる場合の延期を除いて、許可証の交付の日から180日以内に営業を始めないとき、又は12か月を超える期間、営業活動を休止するとき。
  - b) 許可の名義人が、第7条第3項に規定する登記を行っていないとき。
  - c) 店舗の状態が、営業活動について州の定める基準又は建築、都市計画及び保健衛生に関する現行の法規、規定及び認可並びに店舗及び建物の用途についての現行の法規、規定及び認可に適合しなくなったと認められたため、1931年6月18日の勅令により承認された公共の安全に関する統一法典第17条の3の規定（第5項の規定により最終改正後の規定）に従って営業停止となった名義人が、定められた期間内に規則に適合した措置を行わなかったとき。
5. その後の改正を経た1931年6月18日の勅令により承認された公共の安全に関する統一法典第17条の3第3項を、次のように改める。

「3. 第1項に規定する当局は、警察の報

告を受領した後5日以内に、営業が許可なく行われている場合にあってはその中止を、規定に違反した場合にあっては、3か月を超えない範囲で、違反した規定に適合させるのに必要な期間の営業の一時休止を、理由を付して命じる。第4項の規定を有効とした上で、違反が公共の安全及び衛生の保全の規定に係る場合を除き、一時休止の命令は、違反の日から30日経過してから決定される。当事者が、違反を是正したこと又は関係の行政手続を開始したことが明らかな場合には、命令の執行は行わない。」

6. 観光事業及び観光専門職に関する免許、許可及び認可の交付のための行政手続は、単一窓口の導入等により、迅速性、単一性及び簡素化の原則によるものとし、他の生産活動の許可に関して定められた手続の方がより適切な場合には、これに適合させる。州は、この項の実施のために措置を講じる。コムーネは、1991年12月6日の法律第394号に規定するところを除き、観光事業及び観光専門職の許可手続を統一化する必要性を考慮し、かつ、手続の責任を単一の組織に帰するようにし、その職権を行使する。1998年3月31日の立法命令第112号第23条、第24条及び第25条並びにその実施命令による原則は、観光企業に適用される。

## 第10条 観光貸付貯蓄回転基金

1. 商工・手工業省に、次の資金が流入する、観光貸付貯蓄回転基金(以下、「基金」という)を設ける。
  - a) 個人、企業、会社のサークルなどの私的な団体、非営利団体、銀行及び金融会社の貯蓄
  - b) 公的及び私的主体により行われる融資、寄付及び施与に由来する資金
2. 基金は、優遇利率による観光のための貸付

を行い、1998年3月31日の立法命令第109号<sup>(18)</sup>に規定された評価基準に従って、商工・手工業大臣令により3年毎に定められる上限以下の所得の家族及び単身者の観光のための貯蓄を促進する。優遇措置は、我が国の領域内の、観光シーズンの平準化を図る戦略を具体化する方策として、なるべくシーズンオフのために企画されたパッケージ旅行の支援を主たる目的とする。さらに、経済的に沈滞した地域をめぐるパッケージ旅行に係る申請は、優遇措置の配分において、優先度を高くする。

3. 商工・手工業大臣は、国、州並びにトレント特別自治県及びボルツァーノ特別自治県間の関係整備のための常設会議における合意を経て、この法律の施行の日から90日以内に、非営利団体、観光企業の団体、銀行及び金融機関により全国レベルで運営される休暇ボーナス制度と基金を接続させる目的のために、次の各号に掲げる事項を命令により決定する。
  - a) 基金の組織及び運営の要件及び方式
  - b) 優遇措置及び給付されるサービスの類型
  - c) 優遇措置を利用できる主体
  - d) 貧困状態にある者 [が観光を行うこと]

に対する支援事業の運営により利益が生じた場合の利用の方式

4. 第1項の基金の運営を開始する目的で、2000年から2002年までの3年間に年70億リラを上限とする譲与が認められる。
5. 2000年から2002年までの3年間にわたる年間70億リラと見積られる負担でこの条の実施により生じるものは、国庫・予算・経済計画省の2000会計年度の予算の資本勘定「特別基金」の見積もり額のうち、商工・手工業省に関わる留保分を部分的に利用する目的で、2000年から2002年までの3か年予算のために計上された分から、それに対応する額を減じることによって対処する。

#### 第4章 廃止、経過規定及び財政措置

##### 第11条 廃止及び経過規定

(略)

##### 第12条 財政措置

(略)

(はぎわら あいいち)

<sup>(18)</sup> Decreto Legislativo 31 marzo 1998, n.109, “Definizioni di criteri unificati di valutazione della situazione economica dei soggetti che richiedono prestazioni sociali agevolate, a norma dell'articolo 59, comma 51, della Legge 27 dicembre 1997, n.449.” 「1997年12月27日の法律第449号第59条第51項の規定に基づき、社会保障給付の優遇措置を必要とする者の経済状態の評価の統一基準の決定」